

千代田区で発行できる税の証明書一覧

所得等に関する諸証明（課税証明書、非課税証明書）

種類	内容	手数料	備考
課税証明書	種類毎の所得金額や所得控除の内訳、扶養該当、本人の控除該当、特別区民税・都民税の年税額等が記載されます。	1通 300円 (注意)	給与及び公的年金等については収入金額も記載されます。 複数年度の場合、1年度につき1通の発行となります。
非課税証明書	特別区民税・都民税が課税されていないことが証明されます。 種類毎の所得金額や所得控除の内訳、扶養該当、本人の控除該当等が記載されます。	1通 300円 (注意)	複数年度の場合、1年度につき1通の発行となります。

納税証明書

種類	内容	手数料	備考
納税証明書（一般）	年度・税目毎に発行され、納付すべき税額（申告又は納税通知書により確定した税額）・納付済額・納期末到来額・滞納額が記載されます。 特別区民税・都民税（個人住民税）、軽自動車税は、過去7年度分まで発行します。 特別区たばこ税、鉱産税、入湯税の場合は、過去3年度分までとなります。 軽自動車税の納税証明書（一般）に車両番号（ナンバー）が記載された証明は、税務課で発行しています。	1通 300円	複数年度の場合、1年度につき1通の発行となります。 税目が異なる場合は、税目毎の発行となりそれぞれに手数料が必要です。 (注意) 非課税の方は、納税証明書は発行できません。 発行対象の税目のうち、特別区民税・都民税（個人住民税）、軽自動車税以外の、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税及び特別区民税・都民税（個人住民税）の特別徴収義務者に係る納税証明書は、税務課でのみ取り扱っています。
軽自動車納税証明書（継続検査用）	継続検査（車検）の際に使用する納税証明書です。	無料	賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合は、備考欄にその年度において滞納がない旨記載されます。

(注意) コンビニやマルチコピー機で交付する場合は、1通200円です。

下記納税証明書の発行は、税務課でのみ取り扱っています。

種類	内容	手数料	備考
滞納処分に係る納税証明書（公益法人認定申請、事業報告用）	千代田区内に所在する公益法人等について、軽自動車税種別割・特別区たばこ税・鉱産税・入湯税の徴収金の滞納処分がないことを過去3年以内証明します。	1通 300円	公益法人認定法に係る認定申請や事業報告の際に提出する書類です。 ただし、軽自動車税種別割・特別区たばこ税・鉱産税・入湯税の納税義務・納税実績がない場合は、不要です。

種類	内容	手数料	備考
納税証明書（一般）のうち、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税、及び特別区民・都民税（個人住民税）の特別徴収義務者に係るもの	納付すべき税額（申告又は納税通知書により確定した税額）・納付済額・納期未到来額・滞納額が記載されます。 特別区たばこ税、鉱産税、入湯税の場合は、過去3年度分までとなります。	1通 300円	複数年度の場合、1年度につき1通の発行となります。 税目が異なる場合は、税目毎の発行となりそれぞれに手数料が必要です。 入湯税、鉱産税については、過去3年度間、千代田区での納税等の実績はありません。
納税証明書（一般）のうち、過去7年度を超える未納税額に対する納税証明書	過去7年度を超えて未納税額がある場合に発行します（特別区たばこ税、鉱産税、入湯税は、過去3年度を超えて未納がある場合に発行します）。	1通 300円	複数年度の場合、1年度につき1通の発行となります。 税目が異なる場合は、税目毎の発行となりそれぞれに手数料が必要です。
納税証明書（一般）のうち、軽自動車税の納税証明書で車両番号（ナンバー）が記載されたもの（継続検査用除く）	特定の車両の納税状況を証明します。	1通 300円	車両毎に1通の発行となり、複数年度の場合、1年度につき1通の発行となります。それぞれ手数料が必要です。 車両売却の際等に提出を求められる場合があります。（車両を売却される場合は、所管の区役所、東京運輸支局、軽自動車検査協会に、別途お届けが必要です）
完納証明書	税目毎に納期到来の特別区税（注意）について、未納税額が無いことを証明します。	1通 300円	「未納税額がないことの証明」「滞納税額がない証明」ともいいます。非課税の場合は発行できません。 借入れ等の場合に提出を求められる場合があります。
滞納処分を受けたことがない証明	直近3年以内に、千代田区の特別区税（注意）に係る滞納処分を受けたことが無いことを証明します。	1通 300円	期間内、千代田区に納税・納入の実績がない場合は発行できません。 借入れ等の場合に提出を求められる場合があります。
「法定納期限等」が記載された納税証明書	納税証明書（一般）の中に、「法定納期限等」が記載されます。	1通 300円	複数年度の場合、1年度につき1通の発行となります。 税目が異なる場合は、税目毎の発行となりそれぞれに手数料が必要です。 担保権の設定の場合に提出を求められる場合があります。

(注意) 特別区税とは、特別区民税・都民税（個人住民税）、軽自動車税種別割、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税の総称です。